

# お父さん・お母さん! 離婚する前に相談してね!

～離れて暮らす親と未成年の子の絆～

面会交流

養育費

離婚する前に子どものことを話し合いましたか?

相談してみようかな～

感情的になって話し合いができない!

どんなことを決めるの?



**面会交流**とは、離婚後又は別居中に子どもと離れて暮らしている親が子どもと定期的又は継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流することです。

**養育費**とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などで、子どもの成長に大切なものです。

子どもは、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。  
また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。

みんな一緒に住むことはできないの?  
お父さんにはもう会えないの?

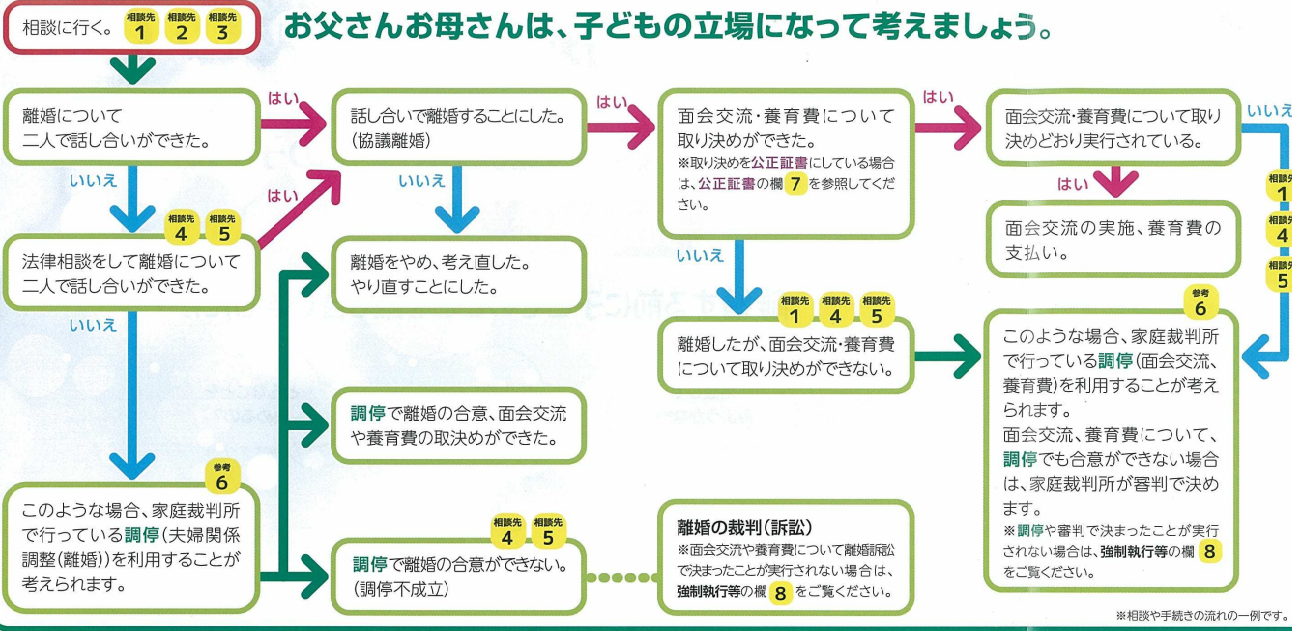
学校の友達にはもう会えないの?  
これからどうなるんだろう…

この次いつ会える?

お父さんとお母さんがケンカするのはボクが悪い子だから?

# 未成年の子どもがいる夫婦が離婚するとき、ひとりで悩まず、まず相談を！

離婚する時は子どもの親権者を決める必要があります。面会交流や養育費の取決めもしましょう。



## 「面会交流」は両親からの贈り物です。

面会交流は、子どもが二人の親から見守られ愛されていることと実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができる大切な機会です。共に子どもの幸せを願う親として、子どもの長い一生にとって意味のある面会交流になるように、

①面会交流の回数と方法 ②面会交流の場所 ③連絡方法などについて、話し合って決めましょう。子どもの希望を聞き、子どもが安心して面会交流できるように配慮しましょう。話し合いができないなど、困ったことがあったら、ひとりで悩まず相談してください。

## 「養育費」は子どもの生活を保障する大切なものです。

子どもが社会人として自活できるようになるまでには、教育や衣食住など様々なことにお金が必要です。

子どもの成長に養育費はとても大切なものですから、お父さん・お母さんが離婚しようとするときには、

①金額(毎月いくらなど) ②支払日・方法(振込みなど) ③支払期間

について、話し合って決めましょう。話し合おうとしても、相手に対してどのように言ったらいいかわからないとか、金額がわからないとか、相手が応じてくれないなどのことがあるかもしれません。そんな時は、ひとりで悩まず相談してください。

### 相談先 1 岡山市の養育費・面会交流相談窓口

子どもの養育費や面会交流などでご相談のある方。専門家が相談をお受けします。

【相談日時等】  
毎月第4火曜日午後1時から午後5時まで  
【相談場所】

岡山市北区中央福祉事務所  
(岡山市保健福祉会館1階本庁舎南側)

【申込・問合せ先】  
岡山市子ども福祉課  
電話:086-803-1221

相談料  
無料

### 相談先 2 岡山市地域子ども相談センター

子どものことで心配なとき、ひとりで悩まないで相談してください。  
各地域の地域子どもセンターの場所、連絡先は、裏面をご覧ください。

相談料  
無料



### 相談先 3 ひまわり福祉相談センター心配ごと相談

家庭、生活、離婚、苦情その他日常生活上あらゆる心配ごとの相談。

【相談日時等】  
毎週月・水・金曜日午後1時から午後4時まで

【相談場所】  
ひまわり福祉会館  
【問合せ先】  
岡山市社会福祉協議会  
ひまわり福祉相談センター  
電話:086-222-8618

相談料  
無料

### 相談先 4 岡山市無料法律相談

弁護士による、専門的立場からの法律相談です。対象は、岡山市に在住の方です。

【相談日時等】  
毎週水曜日・木曜日午後1時から午後4時まで  
一人30分(1度利用すると2年間利用できません)

【相談場所】  
さんかく岡山  
(岡山市男女共同参画社会推進センター)

【申込方法】  
毎週水曜日午前9時から、当日・翌日分を先着順に予約枠が一杯になるまで受け付けます。  
予約受付電話:086-803-1000(市役所代表)

### 相談先 5 法テラス岡山

経済的に余裕がない場合(収入等の条件があります)無料で法律相談を受けることができます。

【問合せ先】  
法テラス岡山  
電話:050-3383-5491



相談料  
無料

### 参考 6 岡山家庭裁判所

離婚、面会交流、養育費などについて、話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には家庭裁判所の調停手続きを利用することができます。

調停は話し合いで紛争を解決する手続きです。

【問合せ先】  
岡山市北区南方1-8-42 電話:086-222-6771(代)  
<http://www.courts.go.jp/okayama/>

### 参考 7 公正証書

中立公正な立場の公証人が作成する公文書です。養育費などの金銭債務について、支払い義務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書は、義務者が取決めを実行しなかった場合、それをもとに強制執行をすることができます。

岡山県内公証役場一覧  
⇒<http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/table/kousyou/all.html>

### 参考 8 強制執行等

面会交流や養育費について、調停、審判、訴訟で決まったことが実行されない場合には、家庭裁判所に履行を勧告してもらったり、強制執行ができます。

※内容によってはできないこともあります。

岡山市の各福祉事務所内にある、家庭や子どもの身近な相談窓口です。

【相談員】

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦のみなさんが抱えているさまざまな悩みごとや、就労に関する相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの相談に応じ、問題解決、自立のお手伝いをします。できるだけ事前に電話でご予約ください。

●家庭・女性相談員

生活上の問題、家庭、子ども、夫婦間のトラブルなどさまざまな悩みについて相談に応じています。

●子ども相談主事

子どもに関する悩みについて、学校・園と連携して相談に応じます。



名称	所在地	電話番号
北区中央福祉事務所内	岡山市北区鹿田町一丁目1-1	086-803-1824
北区北福祉事務所内	岡山市北区谷万成二丁目6-33	086-251-6521
中区福祉事務所内	岡山市中区赤坂本町11-470	086-901-1234
東区福祉事務所内	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	086-944-0131
南区西福祉事務所内	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9652
南区南福祉事務所内	岡山市南区福田690-1	086-261-7127

面会交流を両親だけでは実施できない場合の相談と支援

◆ NPO法人岡山家族支援センターみらい

【お問合せ】電話:070-5678-0226 【ホームページ】<http://oks-mirai.jp>

元家裁調査官、元家裁裁判官、元家事調停委員、弁護士などが設立した面会交流の第三者援助機関です。次のような場合、ご相談ください。

- 父母間で面会交流について合意ができたが、両親だけでは実施ができない場合
- 面会交流の合意はできていないが第三者機関を利用すれば合意が可能と思われる場合

平成29年度岡山市市民協働推進モデル事業制作

NPO法人岡山家族支援センターみらい

電話：070-5678-0226 ホームページ：<http://oks-mirai.jp>

岡山市こども福祉課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1221 FAX：086-803-1719

E-mail：[kodomofukushi@city.okayama.lg.jp](mailto:kodomofukushi@city.okayama.lg.jp)

法務省『子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A』を合わせてお読みください。  
<http://www.moj.go.jp/content/001204837.pdf>